

[書評論文]

金水敏・高田博行・椎名美智(編)

『歴史語用論の世界 文法化・待遇表現・発話行為』

東京：ひつじ書房, 2014. pp. xx + 300. ISBN978-4-89476-690-7

滝浦真人
放送大学

1. 日本における歴史語用論と本書の概要

本書は、日本語で書かれた本として「歴史語用論」という用語をタイトルに含んだ2冊目の論文集である。1冊目は、高田・椎名・小野寺の編による『歴史語用論入門 過去のコミュニケーションを復元する』(2011年刊)で、「歴史語用論」はこの3年の間に認知度を大きく上げたことになるだろう。本書の刊行と時期を同じくして、日本言語学会の大会で公開シンポジウム「過去のコミュニケーションを復元する—書き言葉と話し言葉をめぐる三都物語—」も行われた(田中・高田・椎名・滝浦・尾谷 2014)。

ではその「歴史語用論」とは、どのように新しい研究領域ないし新しい方法論なのだろうか? じつは、歴史語用論は「まったく新しい学問領域を指すわけではな」という。「歴史的段階の言語に語用論的視点を適用する研究」は以前からあった。それらを包含しながら、Jacobs and Jucker (1995) が掲げるような2つの目的、すなわち、

- (1) 今では直接観察することができなくなった過去の言語共同体において、言語使用の慣習がどのようなものであったかを記述し理解すること。
- (2) 発話の慣習が時間の経過とともにどのように変化・発達したかを記述し説明すること。

のもとに集約していこうとする営みが「歴史語用論」だということになる。「過去の言語共同体」「言語使用の慣習」「発話の慣習」「変化・発達」というキーワードを合わせてみれば、「過去のコミュニケーションを復元する」というパラフレーズに至る。上の(1)(2)は各々、過去における言語使用の共時態と通時態に対応している。新しさを意識するとすれば、「歴史語用論」とは、こうした目的論的指向性をもった過去のコミュニケーション研究とその方法論の探求に対する再命名的な名称と見ることができよう。

本書において、編者らは4つの柱を立てる。まず第1部が「文法化と待遇表現」で、文法化研究と歴史語用論の接点が、理論的また具体的に考察される。続く3つのパートはすべて「ひと」という言葉を含んでおり、まずこの点が本書の特色と言えるだろう。過去のコミュニケーションの資料に分け入ることは、人と人との相互行為の有り様を探ろうとすることであり、必然的に、人が人に対してどのような構えで相対しているかという観点浮かび上がってくる。それが、本書の副題にも（また第1部の見出しにも）ある「待遇表現」である。編者らはまた、その観点から日本語研究における重要性についても言及する。そうして、第2部「ひとを取り調べる」、第3部「ひとを説得する」、第4部「ひとに伝える」という3パートにわたって、日本語の待遇表現に関する論考が4本配置される。

同じく待遇が関係する英語史の論考が3本、話しことばと書きことばの性質に関わるドイツ語史の論考が2本あり、第1部の2本と合わせて、本書は計11の論考（章）から成っている。ここで全体の目次を掲げておく。標題に続けて括弧内に執筆者名も記す。

〈目次〉

はじめに

第1部 文法化と待遇表現

- 第1章 談話標識の文法化をめぐる議論と「周辺部」という考え方（小野寺典子）
- 第2章 初期近代英語期における仮定法の衰退と I think の文法化（福元広二）
- 第3章 11世紀初頭の日本語における聞き手敬語「一はべり」の方略的運用——社会言語学的要因と語用論的要因をめぐって（森山由紀子）

第2部 ひとを取り調べる

- 第4章 初期近代英語期の法廷言語の特徴——「取り調べ」における「呼びかけ語」の使用と機能（椎名美智）
- 第5章 ドイツの魔女裁判尋問調書（1649年）に記されたことば——裁判所書記官の言語意識をめぐって（高田博行）
- 第6章 近世期吟味控類における「尋問」と「釈明」のストラテジーについて（諸星美智直）

第3部 ひとを説得する

- 第7章 中世イングランド神秘主義者の散文における説得の技法（片見彰夫）
- 第8章 シェイクスピアにおける説得のコミュニケーション——法助動詞を中心に（中安美奈子）

第4部 ひとに伝える

- 第9章 ドイツ最古の週刊新聞の「書きことば性」をめぐって——出来事をどのように報道するのか（芹澤円）
- 第10章 申し出表現の歴史的変遷——授受表現の運用史として（森勇太）

第11章 『源氏物語』に現れた手紙——求愛の和歌の贈答を中心に（高木和子）

2. 諸論考の検討

多岐にわたる所収論文を方法的な観点から眺め、特徴的と思われた4篇を取り上げて、少し詳しく紹介・検討したい。その4つとは、理論系の論考、「形式—機能の対応づけ」の論考、「語用論的フィロロジー」の論考、さらに、歴史語用論にとって大きな論点の1つであると思われる“書きことば性／話しことば性”にアプローチした論考である。

2.1. 理論系の論考

まず、理論系の論考として、第1章、小野寺典子「談話標識の文法化をめぐる議論と『周辺部』という考え方」を取り上げる。これは、「談話標識」というトピックから見た語用論研究の理論的側面の一断面を示す考察とすることができる。

まず、談話標識が文法化研究に一石を投じることになった経緯と、それを経た文法化研究の現在が述べられる。伝統的な文法化研究においては、文法化が生じる過程で、脱カテゴリー化、音韻的弱化、一般化や、作用域の縮小、依存関係の増加といった現象を伴うものとされていた。ところが、indeed や in fact などの談話標識化が取り上げられるようになると、その点に齟齬が生じることが問題となった。談話標識とは、文と文をつなぎながら、文頭で後続の文とは統語的に独立に、(間)主観的な語用論的機能を果たす要素であるだけに、より大きな作用域の中で、より大きな統語的自由度をもちながら機能するからである。そうした齟齬は文法化の反例とも見えた。しかし一方、ある要素が談話標識化する過程は文法化全般について言われる機能的変化と合致するものであることを考慮すれば、談話標識化もまた文法化であると考えることの妥当性が見えてこよう。そうして、文法化の判断基準を、「意味・統語的再分類」「抽象度の増大」「指示機能の消失」「徐々に進む変化」の4点とする考え方が提出されるに至った。

こうした経緯は、機能語の創出過程としての文法化の捉え方として穏当なものと思える。小野寺は上の見方と並列して、談話標識が文法の核心部分に関わる機能語とは機能水準を異にすることを重視した「語用論化」という捉え方と、やはり文法化のプロトタイプが見えにくくなるという理由から、談話標識化を純然たる文法化ではなく境界的な現象とする見方も紹介している。しかし、それらの立場は、現象の捉え方よりも、小野寺が言うように「文法」の捉え方を反映していると見たほうがよさそうに思える。

小野寺のもう1つの論点は「周辺部」である。それは、文法化についてこうした「より広い」考え方を採ることによって可能となるパースペクティブだと言ってよいだろう。周辺部とは文字どおり文にとっての周辺部、すなわち文頭や文末のことをいうが、文頭とは談話標識に代表されるように、会話を始めたり話題を変えたりといった(間)主観的な機

能が遂行される典型的な場所であり、文末とは（日本語の敬語や終助詞がそうであるように）対人的な配慮や相手に対する反応要求といった、やはり（間）主観的な機能が遂行される典型的な場所である。そうした「形式—機能—場所」という観点で、小野寺はとりわけ左周辺部（LP）に注目する。

LPは、後続部分を理解するための認知的枠組みを与える機能を有する。それに加えて小野寺は、LPは「談話標識が、これから行われる話者の行為を知らせる」（p. 18）機能を果たす場所であるという提案をする。英語の *anyway*、ドイツ語の *obwohl*、日本語の「でも」といった談話標識の働きを検討してゆくと、それらが行為構造に貢献していることが判明するという。「会話の開始」「話題の再開」「反対意見の表明」といった例は「会話の進行に関するメタ的な発話行為」とでも呼ぶべきものかと評者には思われるが、会話の語用論にとってきわめて重要な機能であることは論を俟たない（「あの一」のようなフィラーもこうした機能に関わる談話標識化の典型例だろう）。

周辺部を捉えるこうした方向性は発話の階層構造モデルとの相性も良く、命題内容を包む主観的ないし間主観的な機能を立体的に捉えることに資するものと思われる。小野寺の論考はこのように、文化化研究に端を発しながら、会話の語用論の今後に対する見通しを提供するものとなっている。ないものねだりをするならば、こうした見通しが「歴史語用論」研究に最も直接的に貢献する点を主題的に示してくれていたらとの欲も出てくるが、それは既発表の別の論考を参照せよということだろう。

2.2. 「形式—機能の対応づけ」の論考

次に、「形式—機能の対応づけ」の論考として、第4章、椎名美智「初期近代英語の法廷言語の特徴——『取り調べ』における『呼びかけ語』の使用と機能」を取り上げる。「呼びかけ語」という言語形式に着目して、それが17～18世紀においてどのような語用論的機能を果たしていたかを探らうとする点で、「形式—機能の対応づけ」と呼ばれる研究類型に属する考察である。

椎名の設定には2つの観点関わっている。1つは、17～18世紀という時代における呼びかけ語使用の実態がどうだったか、またどのような対人的機能があったかという観点であり、もう1つは、法廷における「取り調べ」という相互行為において、呼びかけ語がどのように機能していたかという観点である。なお、前者に関して、1世紀以上の期間に渡るデータであり通時的考察も意図したが、データのばらつき等の問題があり見送ったという。それぞれについて椎名は、検証すべきいくつかの仮説を立てる。前者については、呼びかけ語の敬称型／愛称型の選択に関して、(1) 会話者の社会階級と社会的役割に由来する権力関係によって変動する、(2) 友好的な対等の話者間では階級によって変動する、(3) 公的で非友好的関係か私的で友好的関係かによって変動する、(4) 会話中、尊敬・賞賛や軽蔑など話者の感情によって変動する、である。後者については、上と対応する形

で、(1) 階級と社会的役割の上下が合致しない場合、権力関係は複雑になる、(2) 判事や調査官は高い階級であるため下層階級同士の会話は成立しにくく、愛称型は少ない、(3) 法廷は友好関係のない場であるため敬称型への偏りがある、(4) 法廷言語で友好的な感情が表されることは少なく、呼びかけ語のシフトは生じにくい、というものである。

資料は、17～18世紀の口語資料を集めたコーパスの法廷部門における裁判記録である。考察の実際においては演劇部門のデータとの比較が諸処で行われており、それによって法廷言語の特徴を捉えることに成功している。調査結果は以下のようなものだった。まず、呼びかけ語の使用頻度は、演劇部門のデータと比べて1/3以下の頻度だった。それは、裁判という目的指向性の強いコミュニケーションにおいて、最小限の会話調整機能以外の語用論的要素を考慮に入れる必要がないため使用が少なかったものと考えられた。呼びかけ語が向けられる人物としては裁判官が6割を占めており、法廷における権力関係の下から上に対して敬意を示すという動機づけが考えられた。敬称型／愛称型の別に関しては、9割以上が敬称型で、演劇データにおける約6対3で愛称型が多く見られたのと完全に異なっていた。先の法廷言語に関する仮説(3)が裏付けられる形となった。

具体的な呼びかけ語については、My Lordが下から上、肩書+名字が上から下と、方向性が決まっていたのに対し、Sirは両方向に使える「安全な」語であることがわかった。呼びかけ語の出現位置は、演劇と比べて明らかに文頭が多く、相手や自分の行動に言及するパターンが典型的で、忠告・命令・要望といった発語内力を強調する語用論的機能を果たしていた。法廷という場の性質上、下層民同士の会話はなく、友好的な会話もなかったため、検証できない点は残ったが、それ以外については概ね仮説が検証されたという。

椎名の研究は、過去のコミュニケーションであってもしっかりしたコーパス資料があれば、言語使用の実態にかなり迫ることができることを示している。また、より日常のコミュニケーションに近いと想定される演劇における使用と比較することによって、法廷言語という、グライスの4つの格率が遵守されるような言語使用の特殊性も浮かび上がらせることができた。他方、読者としての希望を述べるなら、本研究を貫いている2つの観点をより明確に分けて論じられていた方が親切なように思われたことと、調査によって描き出すことのできた言語使用の状況等が、その後の時代と連続的な関係にあるのか不連続な要因を宿しているのかといった手がかりが置かれていればより理解が進んだであろうこと、という2点になるだろうか。

2.3. 「語用論的フィロロジ」の論考

3つ目に、「語用論的フィロロジ」の考察として、第5章、高田博行「ドイツの魔女裁判尋問調査(1649年)に記されたことば—裁判所書記官の言語意識をめぐって」を検討する。「語用論的フィロロジ」とは、ある時代の言語使用を(ある言語形式の使用であれ、ある場における使用であれ)社会文化的コンテクストとの相関において捉える研究類

型といってよいが、高田は17世紀ドイツにおける魔女裁判の尋問調書を題材に、書記官が裁判記録を複層的に構成しながら「真実」を書き残そうとした営みを蘇らせる。

尋問調書には、司法的な行為を記述するという役割に伴って、なされた発話を記録し、ときには直に発話を書き取るといった具合に、性質の異なるテキスト水準が含まれる。高田はそうした観点で、「経過描写の上位テキスト」「間接話法による発話再現の下位テキスト」「直接話法による発話再現の下位テキスト」という3つの水準(種類)を区別する。

まず、経過描写の上位テキストにおいては、形式性・書きことば性が際立っている。具体的には、法規・行政、尋問の経過、認否などに関する説明にラテン語が使用されるという目立った特徴があった。ドイツ語に関する特徴としても、節の名詞化、アクセントのないe音の添加、主節の枠構造、従属節の使用、接続法の使用、定動詞後置といった、書きことば性の強い現象が見られた。それらは書きことば的特徴として定着してゆく。

一方、話しことばの方は、当時のドイツ語をめぐる状況を反映した「動き」が感じられる。まず、低地ドイツでは、ハンザ同盟の没落ととも低地ドイツ語文章語の威信も失われ、代わりに高地ドイツ語の文章語が取って代わったという状況があった。ところがこの尋問調書では、発話を直接話法で再現する下位テキストにおいて、被告たちの言葉を低地ドイツ語によって書き取っていた。これについて高田は、被告たちの階層の低さを表しているか、または、被告人の罵り言葉を活写する目的があったと考える。呼称の代名詞についても時代的状况が反映している。17世紀前半には、duに敬意がないのはもちろん、ihrも敬意があるとは感じられないほどになっており、3人称のer/sieが敬称となっていた。そのため、1人の相手をdu, ihr, er/sieの3段階に呼び分ける体系が存在した。尋問調書では、被告人が相手と呼ぶ部分はduで書き、証人が相手と呼ぶ部分はihrで書くように書き分けられていた。これは被告人の言葉遣いの悪さを印象づけるためではなかったかと高田は推論する。最後に、発話を間接話法で再現する下位テキストでは、陳述内容に対する話し手の態度を反映するdochやwohlといった心態詞の使用が典型的に見られた。

こうして明らかになった尋問調書の言葉は、形式化・正確化を旨とする書きことばと、臨場感をもたせる話しことばとで構成されていた。これをKoch and Oesterreicherの「遠い／近いことば」で言い換えると、書記官は、経過描写の上位テキストでは「遠いことば」でモノロゲ的に書いていた。それに対し、発話再現の下位テキストでは、間接話法による場合は、遠いことばになりがちなところを近いことば性に配慮して書いており、直接話法による場合は、近いことばによって情緒性を写し取っていた。これは、被告人が魔女であるという「真実」に忠実にあろうとする書記官の意識を反映していただろうと高田は結論づける。

司法的な行為——客観化された言葉——ありのままの言葉、という階梯が、ラテン語——高地ドイツ語——低地ドイツ語、という言語間の威信差を利用して書き表されていることは驚くに価する。それが裁判記録を書くフォーマットとしてある程度定着していたのか、

ある書記官の個人的工夫だったのかは、小さくない相違だろう。今後の解明に待ちたい。

2.4. “書きことば性／話しことば性”

最後に、“書きことば性／話しことば性”を主題的に考察している例として、第9章、芹澤円「ドイツ最古の週刊新聞の『書きことば性』をめぐって——出来事をどのように報道するのか」を検討したい。日本語などでも典型的にそうだが、書きことばと話しことばの境界に“書くか話すか”という単純な線が引けるわけではなく、上の評でも触れた「遠いことば／近いことば」という複合的な尺度と関わるものとなる。芹澤は、「話しことば性」を数値化する方法によって16～17世紀にかけての報道印刷物を比較し、それらの書きことばらしさがどう変化したかを考察する。書きことば～話しことばの連続体を“可視化”する試みと言えるだろう。

17世紀ドイツに週刊新聞が登場する。その前の16世紀には「最新報告」と呼ばれる、行商人が人々に読んで聞かせるなどした、新聞の先駆的印刷物が存在した（日本のかわら版のようなものか）。では、読み聞かされた「最新報告」は、その後の週刊新聞と比べて、話しことば性が高い（ないし書きことば性が低い）と言えるか？というのが最初の問題意識である。芹澤は、Agel and Hennigの提案する話しことば性の測定モデルを援用する。このモデルは、対象テキスト内にある話しことば的要素を1つずつ数え上げて集計することで、当該テキスト全体の話しことば性を算出する。比較対象として、話しことばの極に現代の音声談話テキストを置き、書きことばの極にカントの『プロレゴメナ』を置いて、それぞれ参照点とする。それらを相対的な基準として、対象テキストの話しことば性～書きことば性を位置づける。

17世紀の週刊新聞のテキストに適用すると、例えば、場所の直示、時制の直示、間投詞、といった話しことば的要素を拾うことができ、その総数をテキストの総単語数で割ると、話しことば性の出現指数が得られる。それを先の基準と比較して話しことば性が何％に相当するかを算出した値が、テキスト全体の話しことば性である。同様にして、16世紀の「最新報告」、17世紀の「最新報告」でも値を算出したところ、16世紀の「最新報告」で最も話しことば性が高く、17世紀の「最新報告」で最も話しことば性が低かった（書きことば性が高かった）。

以上はマイクロレベルでの分析と呼ばれ、それとは別にマクロレベルの分析も行われる。考え方だけ述べるならば、文構成のあり方から話しことばらしさを算出するということで、間投詞のような文相当表現が多いほど、また、一対の主語—動詞からなる「基礎文」の比率が高いほど、逆に従属文の比率が低いほど、入れ子構造の文の比率が低いほど、いずれも話しことば性が高い指標となる。それらを総合してマクロレベルでの話しことば性を算出した結果、ここでもまた、16世紀の「最新報告」で最も話しことば性が高く、17世紀の「最新報告」で最も話しことば性が低かった（書きことば性が高かった）。

こうした結果は、17世紀に登場した週刊新聞が最も書きことば的だろうとの仮説的な想定とは部分的に異なり、17世紀の「最新報告」の方が書きことば性が高いことを示していた。芹澤はそこで、17世紀の週刊新聞に特徴的との指摘がなされている3点について、使用率を比較した。具体的には、受動態の使用、複合的な名詞句の使用、「数珠つなぎ複合文」の使用、である。その結果、週刊新聞において、受動態の使用率ははるかに高く、名詞句使用は頻度のみならず平均構成語数が多く（つまり長く）、従属文が後ろに後ろにつながっていく数珠つなぎ複合文は週刊新聞だけで見られることがわかった。とりわけ、この最後の特徴は、因果関係や付帯状況などを正確に伝える上で現代においても新聞文体の基礎をなしていると芹澤は結論づけた。

この論考はいくつかの点で興味深い。まず、全体的な話しことば性～書きことば性を計算するという魅力である。これは、工夫すれば日本語でもおそらく可能だろうし、話しことば～書きことばが多能的に構成される日本語（滝浦 2014）の文体研究に大きく貢献する可能性がある。しかし一方、その計算によって得られた値は決め手にならなかった。決め手は、観察によって抽出された特徴的な言語使用の特性だった。量的考察と質的考察のあわいを見る思いがする。

2.5. 他の論考瞥見

紙数の関係で詳しく紹介できないのは大変残念だが、これらのほかにまだ7篇の論考があり、歴史語用論の豊かさを味わうことができる。各々について簡単に取り上げたい。

第2章、福元広二「初期近代英語期における仮定法の衰退と I think の文法化」は、英語の I think が、初期近代英語において次第に主節と感じられなくなり、主観化と意味の漂白化が進行した文法化の過程を追った考察である。補文標識 that の脱落や挿入用法の増加といった先行研究で指摘されてきた点を再確認した後、福元は従属節内の動詞の法に着目してコーパスを調査した。その結果、これらのプロセスと平行して、従属節内の仮定法（例えば be）が衰退して直説法に変わってゆく変化が進行していた。そして、それまで仮定法が担っていた話し手の確信の弱さの表現をいわば引き継ぐように、I think の挿入用法が発達したと推論された。ある言語変化が生じた時代に沿いながら、コーパス資料によってその変化のダイナミズムを捉えようとした、歴史語用論らしいと感じる人の多いであろう見通しのよい論考である。

第3章、森山由紀子「11世紀初頭の日本語における聞き手敬語『一はべり』の方略的運用—社会言語学的要因と語用論的要因をめぐって」は、A.D.1000年ごろに素材敬語から対者敬語化した「はべり」の語用論的用法を取り上げた考察である。『源氏物語』で用いられた「はべり」を調査した結果、身分関係を表示する社会言語学的な用法以外に、そうした観点からは非標準的となるような用法が存在していた。従来、聞き手敬語としての不完全さとして説明されてきたが、森山はそれを、話し手があえて本来の用法を外し、そのこ

とで語用論的意味を生み出すコミュニケーション方略として用いたのではないかと論じる。そうして、神妙な姿勢、慇懃無礼、皮肉、軽い対立の緩和といったニュアンスが表現されていたという。こうした語用論的言語使用が歴史上かなり早い段階から存在していたという指摘は興味深く、日本語という言語の“語用論性”を考える上でも参考になる。

なお、森山が、素材敬語＝社会言語学的、対者敬語（聞き手敬語）＝社会言語学的～語用論的、と考えているようにも読めるが、この時代の「はべり」を越えたより一般論的な話としてそう想定しているのであれば、過剰な単純化だろう。また、第三者（役割）を待遇する素材敬語が眼前の聞き手への対人的ニュアンスを伝達すること、敬語が単なる社会的ダイクシスではなく多様な対人的ニュアンスを表す手段であること、そしてそれらはいずれも「語用論的効果」として説明されるものであること、等の論点はすべて評者がこれまで注力し詳述してきたところであり（滝浦 2005, 2008 等）、適切な言及があつて然るべきように思われた。

第6章、諸星美智直「近世吟味控類における『尋問』と『釈明』のストラテジーについて」は、江戸時代のいわば裁判記録である吟味控を資料として、そこに見られる多様なコミュニケーション・ストラテジーを考察したものである。吟味をする側は「尋問」、受ける側は「釈明」をすることになるが、吟味控の資料を調査したところ、それぞれの立場の違いによって、用いられるストラテジーも異なっていた。供述を促す場合には、矛盾点を追及する、相手の不利になる数字を誇張して示す、といったストラテジーが用いられ、一方、釈明する側には、不利なときには沈黙する、吟味者に対する恐れを表現する、といったストラテジーが見られた。事案の性質によってもそうしたストラテジーは異なっていた。江戸時代の法廷言語の多様性、方略性が窺え興味深いのが、諸星が、Brown and Levinson (1987) のポライトネスのストラテジーを引き合いに出しながら、それとは対照的に「あからさまなフェイス侵害行為」に「多彩なストラテジー」があることを主張しようとしている点は疑問である。ストラテジーならばポライトネスのストラテジーでなければならないといった決まりがあるわけではなく、基本的に無関係と考えるべきだろう（少なくとも、論の中で関係づけられていないので無関係と考えるしかない）。

第7章、片見彰夫「中世イングランド神秘主義者の散文における説得の技法」は、14世紀の神秘主義の宗教散文等を資料として、説得の語用論を考察したものである。これらの文章は、特定の人物を想定して作られており、話しことばの文体が残っているものと考えられた。自己の啓示体験を伝え神の教えへと誘うために、神秘主義者たちは、反復表現（反復と変奏）やワードペア（例えば、day and nyght [昼と夜]、mercy and grace [慈悲と恩寵]）といった修辞法を巧みに利用していることがわかった。また、pray, tell, bidといった行為指示型の動詞もよく用いられ、説得という発話行為の性質を反映していた。片見は、こうした散文の技法が、近代英語期にも継承され現代英語にも息づく修辞法となっていると結論づけている。

第8章、中安美奈子「シェイクスピアにおける説得のコミュニケーション——法助動詞を中心に」も、説得をテーマとした論考である。シェイクスピアにおける説得の場면을対象として、法助動詞の方略的な使用の実態を描き出そうとしている。中安の観点として、助動詞を近称形（いわゆる現在形）と遠称形（いわゆる過去形）に分け各々の機能に着目した点、説得における立場の相違として説得する側／される側を分けた点、が特色と言える。結果としては、説得する側はより主観的なモダリティを利用し、説得される側はより客観的なモダリティを利用する傾向があった。助動詞の近称形／遠称形に関しては、近称形が相手の意志に訴える働きをするのに対して、遠称形は仮想的意味や修辞疑問によって相手を揺さぶるような効果をもつ、といったことかと思われる。惜しむらくは、興味深い観点が提示されているのに、考察が必ずしもそれに対応していないことで、最後の点も結論的な総括はされていない。また、説得が成功した場合／しなかった場合という観点も、より積極的に取り入れてよかったように思われる。

第10章、森勇太「申し出表現の歴史の変遷——授受表現の運用史として」は、日本語授受表現の、とりわけ「てあげる・てさしあげる」（与益表現）を用いた申し出表現を対象に、近世での使用原則が現代と異なっていたことを確認し、その後の変化をどう解釈すべきか考察したものである。現代では、与益表現を用いた申し出を上位者に対して行うことはしないのが通例だが、江戸時代にはそうした例は珍しくない。そこで森は、口語の見られる資料を利用して江戸期と明治期以降の各時代で与益表現を用いた申し出表現の使用傾向を調査した。その結果、江戸期では半数前後が上位者に向けられていたのに対して、明治期以降では概ね1割程度にまで率が下がっていた。このこと背景に、利益に関する丁寧さの原則の変容があると森は考える。すなわち、リーチ (Leech 1983) の立てた原則の「他者」と「自己」を入れ換えた格好の「自己に対する利益を最大限にせよ」「他者に対する利益を最小限にせよ」が、明治期以降運用されるようになったことによるという。

評者はこの点に疑問がある。森は、ポライトネスの表現としてそのように言えとの原則という意味でこれらの言い方をしたつもりだろう（でなければ自己への利益誘導になってしまう）。しかし実は、リーチのポライトネス論における「他者の利益を最大限に／負担を最小限に」「自己の利益を最小限に／負担を最大限に」という原則は、現実にならざるにせよとの意味である。それは、現実が本来そうあるべきだと含意するような表現をせよということであり、それゆえポライトネスの表現としては、「にもかかわらず自分の受けている利益が大きく、相手の受けている利益が小さい（ので申し訳ない）」のように言え、という原則である。残念ながら大きな誤解だろう。評者にはむしろ、上位者に対する与益表現の抑制という現象こそが、「あげる」の明示によって話し手が自己の負担を大きく表現してしまうことの抑制であり、その意味で、近代以降になってリーチの原則に沿う用法が確立したのだと考えるべきように思われる。与益表現の用法の変化自体については、森自身も論じている「お...する」の受益者敬語が定着したこととの関連が興味深い。

第11章、高木和子「『源氏物語』に現れた手紙—求愛の和歌の贈答を中心に」は、男女間の贈答歌を中心に、表面上のメッセージと真意のずれ、拒絶と応諾のダイナミズムを考察している。平安時代における結婚では、男側が和歌を含む手紙類で求愛を申し出て口説き、女側は、周辺の親族や侍女による代理の、しかもつれない返事や断る趣旨の返事がなされるのが通例であった。ではどのようにして、それが真の拒否ではないことがわかり、また、真に断りたい場合はどのようにしたのか、というのが高木の問題意識である。多様な形の一つに、贈歌の語彙に返歌の語彙を照応させるという作法に則ることで礼儀正しさを示すといったものもあった。とはいえ、そうして礼儀を示しながら、相手の意向に反した返歌をすることも可能だった。真に拒否したい場合には、結婚があり得なくなってから返歌をすることも行われた。結論的には、明瞭すぎでは礼儀に適わないという前提の下で、各人の思い入れによって解釈にズレが生じながら、微妙に重なり微妙にずれる機微が贈答歌の世界だったという。

3. 「歴史語用論」のために

本書に収められた11の論考が何の説明を要することもなくそれ自体語っているように、本書がまず伝えてくるのは「歴史語用論」というフィールドの豊穡さである。通時的関心であれ共時的関心であれ、過去のコミュニケーションの一面をヴィヴィッドに復元することは、現在私たちが営んでいるコミュニケーションを考えることにとって、疑いなくきわめて有益な知見となる。コミュニケーションに関心を持つ人なら、研究者でも学生でも、自分の研究しているのと同じ言語でも異言語でも、これらの論考における観点や取り出された断面に、必ず参考になるところがあるだろう。

では、本書を読み通した人が「これが歴史語用論だ」という納得のようなものを感じることができるかという、答えは少々ためらわれることになる。翻って、何を得たらそのようなものに通じるかを考えたとき、「対比」という言葉に思い至る。かつそれは、2つの意味において有効であるように思われた。

まず1つは、諸論考を読んでいて、書かれていることの意味はわかるが、その現象を何との対比において読んだらよいのかわからない、ということが何度もあった。論者自身は、それが何かとの対比において意味をもつ現象であることを知っていて、その考察を行なっている。しかし、その言語のその時代の専門家でない読者にとっては、その価値を正確に理解することは至難である。そのトピックが選択された背景には必ずや、現代をはじめとする他の時代との連続性／不連続性の観点や、同時代の他の現象から見えるものと異なる／同じ変化の兆候といった観点があるはずだが、そのことを明示的に読者に知らせなければ、読者は宙吊りの状態に置かれたままとなる。ある時代のある言語使用を描き出すこと自体に価値があると言えるような場合でも、その価値は何らかの対比において高い

のだろう。「歴史語用論」が、多様な言語の多様な時代のコミュニケーションに関心を持つ者同士が乗る乗り合いバスであるのなら、研究者自身の明確な協同的な意識が、ディシプリンとしての同一性の重要な供給源となるのではないだろうか。

もう1点は、「形式—機能」であれ「機能—形式」であれ「語用論的フィロロジー」であれ、共通の観点を設定することによって、異なる言語や異なる時代の間で対比をすることの生産的可能性である。本書からもわかるが、現代に残っている過去のコミュニケーション資料は、演劇関係のものや裁判関係のものなど、比較的同じような生活領域に集まる傾向があるだろう。それを利点として活かしながら、共通点の多い設定において複数の研究者が複数の言語や時代に関して考察するという相乗り手法は、生産性が高いように思われる。ごくささやかだが、言語における「近代」の成立事情を、椎名や高田の論考を引きつつ、対人的な距離感の変容を軸としながら、英語・ドイツ語・日本語で対比的に捉えてみる試みを、評者は日本語学会のシンポジウムで話した。尤も、この最後の点は、歴史語用論の研究が進展してゆくにつれて自然発生的に増えてゆくものとも思われるので、心配には及ばないかもしれない。

そうした意味も含め、本書をもって、日本における「歴史語用論」の第一段階は完了したと言えるのではないだろうか。

参考文献

- Brown, P. and Levinson, S. C. 1987. *Politeness: Some Universals in Language Usage*. Cambridge: Cambridge University Press. (ブラウン, P., レヴィンソン, S. C. [田中典子 (監修)、田中典子・斉藤早智子・津留崎毅・鶴田庸子・日野壽憲・山下早代子 (訳)] 2011. 『ポライトネス 言語使用における、ある普遍現象』東京: 研究社.)
- Jacobs, A. and Jucker, A. 1995. "The Historical Perspective in Pragmatics." In Jucker (ed.) *Historical Pragmatics. Pragmatic Developments in the History of English*. Amsterdam: John Benjamins.
- Leech, G. N. 1983. *Principles of Pragmatics*. London: Longman. (リーチ, J・N [池上嘉彦・河上誓作 (訳)] 1987. 『語用論』東京: 紀伊國屋書店.)
- 高田博行・椎名美智・小野寺典子 (編) 2011. 『歴史語用論入門 過去のコミュニケーションを復元する』東京: 大修館書店.
- 滝浦真人. 2005. 『日本の敬語論—ポライトネス理論からの再検討』東京: 大修館書店.
- 滝浦真人. 2008. 『ポライトネス入門』東京: 研究社.
- 滝浦真人. 2014. 「話し言葉と書き言葉の語用論—日本語の場合」、石黒圭・橋本行洋 (編) 『話し言葉と書き言葉の接点』東京: ひつじ書房.
- 田中優子・高田博行・椎名美智・滝浦真人・尾谷昌則. 2014. 『過去のコミュニケーションを復元する—書き言葉と話し言葉をめぐる三都物語—』(日本語学会第148回大会公開シンポジウム, 2014年6月8日、法政大学) http://www3.nacos.com/lcj/modules/documents/index.php?content_id=2266